

中国の新刑事訴訟法と
取調べの可視化について

海上保安大学校准教授

河村 有教

Kawamura, Arinori

1 はじめに

2013年1月1日から、中国の新刑事訴訟法が施行された。立法目的には、「人権を尊重し及び保障し」という文言が新たに付け加えられ(法2条)、それを受けて、裁判所、検察及び警察は、被疑者、被告人及びその他の訴訟関係人が法律に基づいて享有する弁護権及びその他の訴訟上の権利を保障しなければならないとされた(法14条Ⅰ項)。本稿では、中国新刑事訴訟法について、弁護権の保障においてどのような点が変わったのか、さらには、拷問による自白の強要の防止という点から立法化された取調べの録音・録画について、簡潔に解説をする¹⁾。

2 弁護権の保障の強化

弁護権の保障の強化として、第一に、弁護人の依頼・選任時期が早められた。旧刑訴法では、事件が検察の起訴審査に移送された日から、被疑者は弁護人を依頼する権利を有するとされたが(旧法33条Ⅰ項)、新刑訴法では、捜査機関による第1回の取調べの日又は強制措置(強制捜査)が行われた日から、被疑者は弁護人を依頼する権利を有する(法33条Ⅰ項)。そして、捜査機関に対して、第1回の取調べ又は強制措置を行うに際して、被疑者に弁護人を依頼する権利を告知しなければならないと、弁護人依頼権を告知することを義務づけた(法33条Ⅱ項)。

第二に、国選弁護の保障が一部の事件の被疑者段階まで広げられた。旧刑訴法では、死刑を科せられる可能性のある被告人が弁護人を依頼していない場合には、裁判所はその者のために法律援助義務を負う弁護士を指定できたのに対し(旧法34条Ⅲ項)、新刑訴法では、「死刑又は無期懲役を科せられる可能性のある被疑者又は被告人が、弁護人を依頼していないときは、裁判所、検察及び警察

は、法律援助機構に通知をし、その者のために弁護士を派遣させ、弁護を担当させなければならない」と、死刑又は無期懲役を科せられる可能性のある被疑者段階にまで、国選弁護の保障の範囲が広げられた(法34条Ⅲ項)。

第三に、弁護人の依頼・選任時期が早められたことに附随して、被疑者の身柄が拘束された時点から接見交通権が保障された。「弁護士である弁護人は、拘禁されている被疑者又は被告人と接見し、交通することができる。」とし(法37条Ⅰ項)、さらに、「弁護士による被疑者又は被告人との接見は、監視されない。」と秘密交通権を保障した(法37条Ⅳ項)。弁護人が被疑者との接見を求めたときは、捜査機関は、速やかにその接見を手配しなければならない、遅くとも48時間を超えてはならないという規定(法37条Ⅱ項)、国家の安全に危害を及ぼす犯罪、テロ犯罪又は特に重大な賄賂犯罪に係る事件においては、捜査機関の許可を得て接見することができるという接見指定規定(法37条Ⅲ項)が置かれており、捜査機関の実務的運用次第では被疑者の接見交通権の侵害の問題が生じ得る。

3 被疑者の取調べの録音・録画

新刑訴法において、捜査官が、被疑者の取調べにおいて、取調べの過程を録音し又は録画することができることとされた(法121条Ⅰ項)。被疑者・被告人の手續上の権利の保障(法2条及び14条Ⅰ項)の趣旨を受けて、取調べの録音・録画が導入されたとはいえるが、直接的には、捜査機関の取調べにおける自白の強要における数々の冤罪事件の発生による。中国弁護士会の刑事訴訟法改正案においては、権利の保障の一環として取調べの際の弁護人の立会権が挙げられていたが、取調べにおける弁護人の立会いについては見送られた。何故認められなかったのか、その具体的な経緯については

1) 本稿に関連して、拙稿「中国刑事手続の構造」『社会体制と法』第13号(2013年3月)、「中国における違法収集証拠排除法則について」『アジア法研究』第16号(2013年3月)を参照されたい。

2) http://www.hikvision.com/cn/SuccessStory_list_more_industry2.asp?id=160(2013/6/10アクセス)

明らかでない。

被疑者の取調べの録音・録画について、捜査官の裁量でという留保がついた点は韓国と共通するが、中国では、死刑又は無期懲役を科する可能性のある事件又はその他の重大事件については、取調べの過程の録音又は録画を義務づけ、その際には、取調べごとに毎回全過程の録音・録画がなされなければならないとされた(法121条Ⅱ項)。その他の重大事件とは、公共の安全を害して人を傷害、死亡に至らしめる犯罪、個人的権利を害する重大犯罪、暴力団等による組織犯罪、重大な薬物犯罪等を指す(公安機関刑事事件処理手続規定204条)。加えて、検察においては、検察が立案し捜査する職務犯罪においても、取調べごとに全過程の録音・録画を行わなければならないとされた(人民検察院刑事訴訟規則201条)。

捜査機関が録音・録画の義務を果たさなかった場合の法的効果について、明文の規定はない。録音・録画をしなかったことが違法とされ、直ちに証拠の排除につながるとは解されない。捜査段階の供述について、被告人が供述採取の違法性を争ったときは、検察官は法廷に取調べ記録を供し、取調べ過程の録音・録画あるいはその他の証拠を法廷に提出し、取調べにおける拷問等の違法性の不存在について証明しなければならないことから(「刑事事件において違法収集証拠排除を処理する若干問題の規定」7条及び11条)、検察官による合理的な証明がなされない場合には、それらの証

拠は排除されることになろう(法54条)。

実際の画像について、撮影方法が中国全土で統一されている状況とは決していえないが、浙江省の人民検察院をはじめ、寧波市や台州市の公安局で使われている機器についての紹介から、被疑者を中心に被疑者の正面からと後方から全体が映し出されるように録画されている²⁾。

行政機関が、法律の執行及び事件調査の過程において収集した証拠物、証拠書類、視聴覚資料及び電磁的記録の資料は、刑事訴訟において証拠として使用することができるとある(法52条Ⅱ項)。公判での取調べを経て真実であることが確認されれば証拠となるが(法48条Ⅱ項8号)、映像記録物が、犯罪事実の存在自体を証明する実質証拠として使われるのか、実質証拠として使用されるのが否定されるとするならば証明力を争うための弾劾証拠としての使用が認められるのか、調書と独立しての証拠となるのか、映像記録物の証拠活用について必ずしも明らかでない。「司法解釈」の制定によってその答えは出されるだろう。

4 おわりに

新刑事訴訟法が施行され、半年がたった。捜査機関において取調べごとの毎回の全過程の録音・録画の管理はどのように行われているのか、自白の証拠能力をめくり下級審裁判所で証拠が排除される事案が生まれているのか等、弁護権の実質的な保障がなされているのかという問題も含めて、実務の動向を注視する必要がある。



IBAコラム

IBA東京大会への招待① (マスター編)

第二東京弁護士会会員 川村 明

IBAは、世界137カ国の一種の弁護士会連合会、その傘下に約450万人の弁護士、「弁護士の国連、国連の弁護士会」と自称しています。私は2012年末に会長を退任するまで8年にわたってその役員を務め、世界中を飛び歩きました。その結果、グローバルに普遍化していく法律の世界とそこで活躍する国際法律家たちを眼のあたりにしてきました。来年2014年、このIBA総会が東京で開催されますが、おそらく6,000人以上の弁護士が世界中から来日して、最新の法律情報を交換し合い、ネットワークを築いてグローバル弁護士のスキルを磨く場になるでしょう。国際的な人権や平和にも強い発言の場になります。日弁護士にとっても、IBAでなければできない国際発信の場になると思います。